

- 目標 2 在宅生活の総合支援
 - 施策Ⅳ 在宅介護サービスの質的向上
- 目標 3 入所施設の整備
 - 施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

(1) 介護従事者の研修体制の整備

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。特に地域密着型サービス事業者の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

②研修会の実施

介護予防の効果を高めるため、生活管理指導員等、介護予防従事者の研修会の実施を検討します。

(2) 介護支援専門員の資質の向上

①介護支援専門員との情報交換会等の開催

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上や、知識・技術の向上のほか、困難事例の解決に向けた連携や情報共有などを目的し、研修テーマを決めた介護支援専門員との情報交換会を地域包括支援センターが中心となって開催します。

(3) 地域密着型サービス事業者の指導監督

①実地指導及び監査の実施

地域密着型サービス事業者の実地指導及び監査を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②情報収集等による実態の把握

事業者の選定、指定更新にあたっては、有識者、市民等の意見も伺いながら、公正な審査を実施するほか、運営推進会議に職員を派遣することにより、実態の把握に努めます。

③事業者への情報提供の充実

実地指導の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者の注意を促します。

(4) 介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導體制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

(5) ユニットケアの推進等

①個室ユニット化の推進

施設サービスでは、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援するため、新たな小規模特別養護老人ホームについては、市内で不足しているユニット型施設としての整備を図るなど、既存の施設との整備バランスに配慮し、必要な範囲での個室ユニット化を推進します。

②低所得者への配慮と従来型多床室でのケアの充実

施設の個室ユニット化に伴う居住費等の増額により、低所得者の施設入所が困難になることにも配慮し、今後の施設整備のあり方を検討しながら、従来型多床室の施設についても入所者の人格を尊重したケアに努めるよう啓発していきます。